

第一百五十五回

參議院内閣委員会會議録第四号

平成十四年十一月十四日(木曜日)

午前十時開會

委員の異動
十一月十三日

出席者は左のとおり。

補欠選任

副大臣	内閣府副大臣	米田 建三君
大臣政務官	岩永 峯一君	
事務局側	岩城 光英君	
総務大臣政務官	岩永 峯一君	
国土交通大臣政務官	岩城 光英君	
常任委員会専門員	鴨谷 潤君	
政府参考人		

警備業法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府大臣官房審議官大前茂君、警察庁長官官房長吉村博人君、同生活安全全局長瀬川勝久君、同交通局長属憲夫君及び厚生労働省職業安定局次長三沢孝君の出席を求め、その説明を聴取ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小川敏夫君） 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○政府参考人(瀬川勝久君)　この法律につきましては、本年五月十五日に公布をされたところでござります。施行に伴う政令の策定、改正に当たりましては、公布後に、まず内閣府の主催による関係省令の改正に関する関係省庁による合同説明会がございましたが、これに私どもも出席をいたしました。その場におきまして、日本障害者協議会、それから日本てんかん協会、日本精神神経医学

委員	
阿部正俊君	警察廳長官房
亀井郁夫君	警察廳生活安全局長
森下博之君	警察廳交通局長
長谷川清君	厚生勞働省職業安定局次長
吉川春子君	瀬川勝久君
	吉村博人君

○政府参考人の出席要求に関する件
○警備業法の一部を改正する法律案（第百五十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付）
○古物営業法の一部を改正する法律案（第百五十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付）

○委員長(小川敏夫君)　ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。
昨日、松井孝治君が委員を辞任され、その補欠
として大塚耕平君が選任されました。

國務大臣

國務大臣（國家公安委員會委員長）

谷垣
禎一君

十一月十四日【參議院】

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

警察庁は、附帯決議を受けまして、銃刀法の政省令策定に当たつて幅広い分野からの意見聴取等を図り、障害者次格条項を見直し、本来の趣旨を損なわないためにどのような努力をしたのか、ま

か、個別の意見聽取の際に、てんかんについては発作が再発しても意識障害がもたらされない者を除くべきである、こういう御意見をいただきました。今回、政令の改正におきまして、その意見を

取り入れた形で、明確に条文でそういうものを除くというふうに規定をいたしております。障害者欠格の見直しの本来の趣旨に沿うよう努めてきたところでございます。

さらに、これから施行、本日から施行されるわけでございますので、この障害者次格条項が見直された趣旨を十分に踏まえまして、適正な所持許

○岡崎トミ子君 警察庁が整理をしましてホーム
可審査が行われるよう都道府県警察を指導して
まいることとしております。

ページ上で公開しているパブリックコメント、その結果を拝見をいたしました。意見として最も多かったのは、「汚泥にかかるつて、何がどうかを所

持許可の基準とすべきではない。」というものでございました。具体的な病名等を欠格の基準として残したことによって注目され、改正がうつこつ

で、これは当然だというふうに私は思いました。

持か行われる期間を通してその適正な取扱いを行う能力を常に具備しているかどうかについては、病気にかかっているか否かによつて判断すること

が最も合理的であるということから、政令で定めた病気にかかっているかどうかを判断基準としております。正に、病気にかかっていることが合理

的な判断基準であるかどうか、これが最大の争点であったというふうに思います。なのに、この回答ではそうしたことが深まらずに、せっかくペプ

リックコメントを行った意味が薄くなつたなど
うふうに思つております。

を損なわないということで御努力をされたのだと
私は思いますけれども、きちんと本当はそのこと
が踏まえられていないことが私は大変不満

そこで、本日議題にはつづるは資本主義法のありまして、そうした議論する姿勢を望みます。

改正案についてなんですが、特に障害者に係る欠格条項の見直しという側面から議論をしていきた
いと思いますが、この法案では、心身の障害によ

り作業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるものという形で相対的欠格事由を残しております。

今回、これを残したのはどういう理由でしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 警備業者あるいは警備員、それから機械警備業務管理者、こういう方々は、人の生命、身体又は財産を守る業務に直接携わっておられる、あるいは直接携わる方を指揮監督する、こういうお仕事ですから、そういう観点から考えますと、国民生活の安定というか安全を守るために、一定の欠格事由はやっぱり考えざるを得ないのじゃないかと、こういうことがあります。

そこで、従来は、精神病者を一律に排除して規定を立てておりましたけれども、障害者施策推進本部の決定、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」に基づきまして、業務を適正に行うことができるかどうかという、そういう能力に着目した欠格事由に改めようとするのが今回の改正の一つの目的でございます。

これによつて、これまで精神病者であれば一律に欠格事由に該当していたわけですが、精神病者と診断されている場合でも、症状が軽度で日常生活に支障がない、そして警備業務を適正に行うことができる認められる者については、欠格事由に該当しないこととしたということです。

それから、もう一方、警備員指導教育責任者については、こういう精神病に係る欠格事由を今回すべて廃止をしました。それは、直接人の生命、身体又は財産を守る業務に携わっていない、あるいはそういう者を指揮監督する業務に携わっていない、こういうことで今回欠格事由を廃止したとすることであります。

○岡崎トミ子君 衆議院の方の質疑ででしたが、民主党の石毛録子衆議院議員が、風俗営業法の改正では障害者に係る欠格条項が削除されました、警備業法で削除しないのはなぜかということを尋ねておりますけれども、そのときの答弁でも、人

の生命又は財産を守る業務に直接携わる、又は直
接携わる者を指揮監督する者なので、一定の欠格
事由は国民生活の安全を守るために必要というう
のでありました。けれども、これは説得力に乏し
いというふうに思います。

栄養士、調理師などは、一連の見直しで障害考に係る欠格条項が全廃になつてゐるんですね。これらの仕事もやはり人の生命や身体に直接深くかかわるものだというふうに思います。だからと書いて、これ、欠格条項は残しませんでした。精神病者を精神病者であるという理由で最初から危険視するということはやめたわけなんです。

◎政府参考人(瀬川勝久君)　国家公安委員会規則第
　　が私の基本認識なんですが、初めに確認しておきたいと思いますけれども、この國家公安委員会の規則でも、具体的な病名やその機能の名称を規則で規定しないということを今おっしゃいました。その場合、解釈通達でもこれは書かないということによろしいか、確認をしたいと思います。

でございますが、今検討をいろいろしておりますけれども、精神機能の障害により、警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通

通を適切に行なうことができない者というふうに決めていたいということで今検討しております。具体的的な病名を定めることは考えておりませんので、解

訖通達におきましてもこの公安委員会規則の内容に沿つたものになるというふうに考えておりますが、現在のこと、そのように考えております。

○岡崎トミ子君 そのこと 자체は取りあえず評価できると思います。よろしくお願ひいたします。

病名が出るか出ないかというよりは、実際の運用ですよね。このことについては後ほどまた質問をしたいと思いますが、本当に今回の改正の趣旨を

徹底して病名や機能の名称を書かないということになると、ならば、なぜあと一步、殊更に障害であるということを取り上げて欠格条項を残さなければならなかつたのかというの大変疑問でござります。

そこで、事故の予防という観点から、障害者にかかるわるい欠格条項は不合理だが、ノーマライゼーションが常識になりつつある今日、やはり障害のある人もどうしたら一緒に働けるかというのを個別のケースで具体的に現場で考えるのがあるべき姿ではないかというふうに思います。障害のある方も、働く条件さえ整えばほかの人と変わらぬ条件でもって人的資源になるんだというふうに思います。むしろ、障害者が能力を最大限発揮やすい環境を作る中で、職場全体のパフォーマンスが向上したケースというのも紹介されておりました。

これは、医療ミスは障害者をほとんど排除した医療界で多々起きてきましたけれども、しかし障害がある人が確実に、また快適に仕事ができる職場環境を作つて、それが職場全体の安全、働きやすさ、あるいはミスの減につながったという談話もあるということでありました。聽覚障害のある臨床検査技師が働く職場ケースであります。が、お互いの連絡を口頭で済ませずに必ず文書で連絡し合うということを職場全体で徹底するなどした結果、職場全体としてミスが起こりにくくなつたという報告でございました。

ですから、警備業というふうに一言で言いましても、その職場内容 多岐にわたって、単純ではありません。また、いろいろな働き方があり得ると思います。仮に、精神病者の職務遂行に困難があるということを仮定とした、それを前提としたとしても、入口で一律にこの方は基準に該当するから駄目として排除するよりも、雇用するかしないかということについての判断は個別のケースに即して雇用者に任せる方が合理的だというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 確かに、岡崎委員おっしゃるように、ノーマライゼーションを進めて障害の方が働きやすい環境を作り、そしてそういう

ていくことが障害者の権利であるという発想は、私は極めて大事な発想でよく分かるわけですが。しかし、他方、警備業、ほかのもみんな国民の健康や生命にかかわるでないかとおっしゃるんですが、やっぱり警備業者に依頼するというその警備業の意味合いから考えますと、私はやっぱり生身、身体、安全を守るために、それに守る業務に直接かかわるわけですから、さっき御答弁したことの繰り返しになりますが、一定の欠格事由はやはり必要なんですか。

今、委員のおっしゃったように、個別の業者に判断を任せればよいではないか、こうおっしゃるわけですが、そうしますと、個別の業者としても極めて判断に苦しむ場合がやはりあるのではないかという感じを私は持ります。

先ほど申し上げましたように、私どもの今度の判断基準も、能力に着目している、一律にこうだからこうと言つていいわけではない、その改正の意味をお酌み取りいただきたいな、こう思つております。

○岡崎トミ子君　そもそも、精神病者であることが欠格条項に入れられたのは一九八一年七月の改正の際だったと思います。このときの趣旨説明によりますと、これ趣旨説明をいたしましたが、不適格業者が、つまり暴力団関係者等の不適格業者が見られるようになつた、警備員に対する指導、教育を怠る業者の増加、警備員の非行、警備業務の適正を害する事件が後を絶たなかつたということがこの法改正の背景にあると説明をされおりまます。

これらの背景のうち、精神障害者である、精神病者であることを欠格条項に入れた直接の理由は正でございますが、これは精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者というものにつきまして、これは他人の生命、身体又は財産を侵害することも考えられ、警備業

法の目的とする適正な業務運営が期待できないという判断に立ちまして、これを欠格要件とされたものであります。

これは御指摘の暴力団員でないこと等々の追加と同時に行われたものであります、昭和四十七年の警備業法施行以降、警備業者に対する行政処分や警備員の非行が急増を当時いたしました。ちなみに、昭和五十七年の当時の状況を申し上げますと、警備業者に対する行政処分件数が八十一件ということで五年前の三倍以上、また警備員の犯罪、これは交通犯罪を除きますが、昭和五十七年は四百六十六件、これは五年前の三・五倍という

ことで非常に多発をした。その中には、アルコール中毒で入院歴のある警備員による殺人事件など、大変マスコミで大きく取り上げられたものもあります。

こういった状況で、警備業者や警備員の資質について一定の社会的信頼を確保するということが非常に強く求められたということで、こういった欠格事由が新たに設けられたということございまます。なお、この新設に関しましては、こういった警備業務の他人の生命、身体又は財産を守るという特殊性にかんがみまして、他の法令の規定例等も参考にして設けられたものと承知しております。

○岡崎トミ子君　ただいまの御答弁の中には、直接受けの原因が何だったんだ、理由は何かということについてお答えになつていらないんですが、その不祥事の事故の中には、今アルコール中毒とおっしゃいましたけれども、精神病者によるものが仮にあったとしても、それぞれのケースには具体的な経過状況というものがありまして、本当に精神病者がその原因であったかどうかということを判断するには検証が必要だというふうに思いますが、精神病者が原因となつた不祥事はどの程度あった

のか、因果関係について検証をされたんですか。そもそも、当時、精神病者による事件、事故がどの程度あったのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(瀬川勝久君)　残念ながら、当時の○政府参考人(瀬川勝久君)　残念ながら、当時の法改正のときと同様に、この精神精神病者は違います、違いますね。ですから、これはちゃんとして確かめないと私は思います。そういう調査状況等についての資料等は残っていますが、當時どういう調査が行われ、どうなりましたんで、當時どういう調査が行われ、どういう因果関係があつたのかということをお答えすることができます。

ただ、ちなみに、昭和五十七年の法改正後でございますけれども、事例として、例えば交通誘導警備に従事中の警備員が歩行者を後方からいきなり突き飛ばして転倒させて傷害を負わせたとか、あるいは施設警備に従事中の警備員が突然暴れ出して同僚等に暴行を加えた、そういう事例は把握をしているところでございます。

○岡崎トミ子君　結局、検証はされないんですね。大体、附帯決議、趣旨説明、いろいろ様々な全部、中、見せていただきましたけれども、精神病者というのは全然なかつたということは、きちんととした検証がなかつた。しかも、精神病者であることを欠格事由とすることについてはほとんど意識もされていなかつた。

趣旨説明をもう一度見てみましても、やはり警備業を営む者の要件の整備については、改めてもう一回申し上げますが、そちらもおっしゃいました禁治産者、準禁治産者、覚せい剤中毒者、暴力団員等に該当しないことを新たに加える等所要の整備を行うというふうになつていて、警備員の欠格事由についても、そちらもおっしゃいました精神病者等というこの等というふうなことをきちんと申しあげておきたいと思います。この覚せい剤中毒者は使われていなかつたということをきちんと申しあげておきたいと思います。

当時、警備員であったアルコール中毒者が起きました。これを持ってきていただきました。この新聞の記事も読みましたけれども、こういう状況の中で無反省に精神病者を欠格事由の中に入れてしましました。これが持つてきました。

前回の法改正のときと同じように、この精神病者に対する不合理で無反省な警戒心が残っているのだなというふうに見ざるを得ないんですけども、障害者に係る欠格条項は差別を助長するおそ

病者は違います、違いますね。ですから、これはちゃんとして確かめないと私は思います。例えば、てんかん既往症のある人が自動車事故を起こしたとして、すべてのてんかん既往症がある方をあらかじめ危険視して免許を制限するというのは、六十五歳以上の方が事故を起こした、だからといってすべての六十五歳以上の人に対しても、それは精神病者全体に網を掛ける合理的な理由にはならないというふうに思います。

例えば、てんかん既往症のある人が自動車事故を起こしたとして、すべてのてんかん既往症がある方をあらかじめ危険視して免許を制限するとい

うのが、違うんです。障害や病気という

事や事故を起こしたということがあつたとして

も、それは精神病者全体に網を掛ける合理的な理

由にはならないというふうに思います。

例えば、てんかん既往症のある人が自動車事故

を起こしたとして、すべてのてんかん既往症があ

る方をあらかじめ危険視して免許を制限するとい

うのは、六十五歳以上の方が事故を起こした、だ

からといってすべての六十五歳以上の人に対しても、それは精神病者全体に網を掛け

るというふうに思います。

例えば、てんかん既往症のある人が自動車事故

を起こしたとして、すべてのてんかん既往症があ

る方をあらかじめ危険視して免許を制限するとい

うのは、六十五歳以上の方が事故を起こした、だ

と同時に、もう、いい御意見として、当事者の意見、現場の経験、努力の成果を踏まえた研修の準備とかマニュアル作りをして、いたいと思います。この点についても国家公安委員長のお考えを伺っておきたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 改正道路交通法が施行されまして、障害者等の方々からの運転適性相談、これ適切に対処しなきゃなりませんので、今お話をありましたように、運転免許試験場等の運転適性相談窓口を整備したり、あるいは警察署を含め運転適性相談に従事する職員を指定して、必要により増強するというような体制の整備を図っております。

それで、六月に施行されたわけですが、欠格事由の見直し等に係る対応要領等についてのマニュアルも作成しまして、運用基準等を定めた通達とともにこれを各都道府県警に示しました。こういったマニュアルなどの作成に当たりましては、関係学会とか専門医との協議、それから関係団体の意見聴取の結果を十分踏まえてその内容に反映させたというふうに報告を受けております。

これで、その職員の研修、指導につきましては、これまで何回か全国都道府県警の担当者を呼びまして、呼ぶと言ふとあれですが、招きまして、マニュアル等に基づいて本制度の趣旨それから運用基準、対応要領について指示をいたしました。それから、適性相談に関する指導者の研修、全国会議等の機会を通じて、適正な運用について徹底を図っているところであります。

今、改正道路交通法の施行から五ヶ月を経過したところでございますが、こうした取組によって各都道府県警で適正な運用が図られているというふうに考えておりますが、今後とも監督をしていきたいと、こう思つております。

○岡崎トミ子君 いただきました対応マニュアル、拝見いたしました。こんなに分厚いものであります。だけれども、改正の趣旨について幾つか紹介している部分はあるんですねけれども、全体的に窓口で病気や既往症などについて、これはあ

なたれますよ、取れませんよというふうに振り分けるためのマニュアルという印象が強く残ります。障害者の社会参加について担当者の意識を高める、これ、すごく大事なことなんですが、ころが私は大事だと思うんですけれども。

ういうこととか、あるいは障害者の免許取得を助けるためのノウハウを共有するためのものになります。マニュアルというのは、こういうところが私は大事だと思うんですけれども。

ちょっとと質問飛ばしちゃいますが、社会参加を促進するために、この二つ、社会参加についての担当者の意識を高める、それから免許を取得するためのノウハウを共有するためのもの、こういうふうにするためには、この手続の段階を超えたそういう観点でマニュアルは改定を目指していかなければならぬと思いますけれども、こうなっていな

いなんです。いかがですか。

○政府参考人(属意夫君) マニュアルを作成するに当たりましては、いろいろ障害者団体の方、あるいはその専門医、いろんなその関係学会、そういうような人たちのいろんな意見を集約しまし

て、私どもマニュアルを作成しているところでござります。

また、現在は改正法の施行後五ヶ月経過いたしまして、各都道府県警察とも具体的にいろんな対応事例が蓄積されつつあります。そういったよ

うな事例を集約しながら、ほかの都道府県警察にも紹介をして、よりいい方向に持っていくというこ

とで現在努力をしているところであります。

○岡崎トミ子君 障害者の方々が社会に参加をす

るというのは、社会全体にとってのもう大変な挑戦だというふうに私も思うんですね。警察にもそ

の認識が要求されると思います。うまくいった事例を蓄積する、そういう意味で、本当に病気のある人、当事者から伺うということが大事なので、

だからマニュアルというのがあつて、そして研修

内容というものを改善し続ける、そういうことが大事なんで、この対応マニュアルというのは、そ

ういう点からは是非作っていただきたいなというふうに考えます。

今年の六月に宮城県で、十八年前に失聴した聴

力障害の方が、その間ずっと無事故で運転を続け

きましたんですね。にもかかわらず、この改正道交

法が施行されました正に今年の六月に、聴力検査

をパスできないで免許を失いました。その検査基

準をいたずらに緩和しろというふうに私は思いま

せん、言いません。しかし、この方が十八年間無

事故であった、これは、この事実は大変重いとい

うふうに思います。

それで、この基準の在り方などについて、研究

や検討を障害者団体と協議しながらきちんと進め

べきだというふうに思います。御意見なども伺

いましたけれども、どうやら道交法が改正された

その後で免許が取りにくくなつた、おかしいな、

なぜかと、そういうような声も私のところに届い

ています。いただいています。メールも届いてい

ます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 私も岡崎先生のおつ

しゃったその報道も拝見したわけですが、現在、

聴力に関する適性試験の基準をどうしていくかと

いうことに関しまして、要するに欠格事由に、運

転免許の適性試験、今回の改正法の審議におい

て、「運転免許の適性試験・検査については、こ

れが障害者にとって欠格事由に代わる事実上の免

許の取得制限や障壁とならないよう、科学技術の

進歩、社会環境の変化等に応じて交通の安全を確

保しつつ、運転免許が取得できるよう、見直しを

行うこと」という附帯決議がこの参議院の内閣

委員会で十三年の六月十二日に付されているわけ

ですね。これを踏まえて、聴力に関する適性

試験の基準の在り方、現在、調査研究を行つてい

るところであります。

この点については調査研究の結果を踏まえて検

討していかなければならないと思っております。

が、いろいろな方の御意見を伺いながらやってい

くというのは当然考えなければならないことだと

思つております。

○岡崎トミ子君 それであれば、定期協議、本當

に改善しようという姿勢があれば、私も前回それ

を申し上げましたけれども、障害者団体との間で

定期協議の場を設けてはどうかと提案しましたけ

れども、そのことについて一言お願いしたいと思

います。

そこで、この基準の在り方などについて、研究

や検討を障害者団体と協議しながらきちんと進め

るべきだというふうに思います。御意見なども伺

いましたけれども、どうやら道交法が改正された

その後で免許が取りにくくなつた、おかしいな、

なぜかと、そういうような声も私のところに届い

ています。いただいています。メールも届いてい

ます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 障害者の方を始め関係

団体の意見を反映させていくというのは極めて重

要なことですので、私どもは、これ隨時やっぱり

承つていくという姿勢で指導していきたいと思つ

ております。

○岡崎トミ子君 是非とも、定期協議にならなけ

れば、それをもう確実にお願いをしたいと思いま

す。

以上、欠格事由について、当事者と一緒に社会

参加を進めるための観点から見直すこと事が大事だ

ということについて議論をしてまいりましたけれ

ども、改正案が通った場合にはこうした観点を是

非重視をしていただきたいというふうにお願いを

しますけれども、大臣、いかがですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 私も岡崎先生のおつ

しゃったその報道も拝見したわけですが、現在、

聴力に関する適性試験の基準をどうしていくかと

いうことに関しまして、要するに欠格事由に、運

転免許の適性試験、今回の改正法の審議におい

て、「運転免許の適性試験・検査については、こ

れが障害者にとって欠格事由に代わる事実上の免

許の取得制限や障壁とならないよう、科学技術の

進歩、社会環境の変化等に応じて交通の安全を確

保しつつ、運転免許が取得できるよう、見直しを

行うこと」という附帯決議がこの参議院の内閣

委員会で十三年の六月十二日に付されているわけ

ですね。これを踏まえて、聴力に関する適性

試験の基準の在り方、現在、調査研究を行つてい

るところであります。

この点については調査研究の結果を踏まえて検

討していかなければならないと思っております。

が、いろいろな方の御意見を伺いながらやってい

くというのは当然考えなければならないことだと

思つております。

○岡崎トミ子君 それであれば、定期協議、本當

に改善しようという姿勢があれば、私も前回それ

を申し上げましたけれども、障害者団体との間で

定期協議の場を設けてはどうかと提案しましたけ

れども、そのことについて一言お願いしたいと思

います。

そこで、この基準の在り方などについて、研究

や検討を障害者団体と協議しながらきちんと進め

るべきだというふうに思います。御意見なども伺

いましたけれども、どうやら道交法が改正された

その後で免許が取りにくくなつた、おかしいな、

なぜかと、そういうような声も私のところに届い

ています。いただいています。メールも届いてい

ます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 障害者の方を始め関係

団体の意見を反映させていくというのは極めて重

要なことですので、私どもは、これ隨時やっぱり

承つていくという姿勢で指導していきたいと思つ

ております。

○岡崎トミ子君 是非とも、定期協議にならなけ

れば、それをもう確実にお願いをしたいと思いま

す。

以上、欠格事由について、当事者と一緒に社会

参加を進めるための観点から見直すこと事が大事だ

ということについて議論をしてまいりましたけれ

ども、改正案が通った場合にはこうした観点を是

非重視をしていただきたいというふうにお願いを

します。

ここで、国土交通省、それから総務省、それか

ら内閣府の方から、三省からおいでをいただきました

。通告をしてござりますから順次お答えをし

ていただきたいと思いますけれども、まず、宮城

県からも、精神障害者の入居資格の見直し、これ

を求めるべきですけれども、単身の精神病患者

の方だけではなくて知的障害者の方も入居できる

ように、それから公営住宅の入居資格の見直しを

是非していただきたいと、これは前向きの対応を

求められますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(岩城光英君) 公営住宅の入居に関

しましては、岡崎議員御承認のとおり、原則とし

ましては同居親族を有することをその資格要件と

しております。そうした中でも、単身入居制度、

これにつきましては、特に居住の安定に配慮する

が、いろいろな方の御意見を伺いながらやってい

くというのは当然考えなければならないことだと

思つております。

○岡崎トミ子君 それであれば、定期協議、本當

に改善しようという姿勢があれば、私も前回それ

を申し上げましたけれども、障害者団体との間で

定期協議の場を設けてはどうかと提案しましたけ

れども、そのことについて一言お願いしたいと思

います。

そこで、この基準の在り方などについて、研究

や検討を障害者団体と協議しながらきちんと進め

るべきだというふうに思います。御意見なども伺

いましたけれども、どうやら道交法が改正された

その後で免許が取りにくくなつた、おかしいな、

なぜかと、そういうような声も私のところに届い

ています。いただいています。メールも届いてい

ます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 障害者の方を始め関係

団体の意見を反映させていくというのは極めて重

要なことですので、私どもは、これ隨時やっぱり

承つていくという姿勢で指導していきたいと思つ

ております。

○岡崎トミ子君 是非とも、定期協議にならなけ

れば、それをもう確実にお願いをしたいと思いま

す。

以上、欠格事由について、当事者と一緒に社会

参加を進めるための観点から見直すこと事が大事だ

ということについて議論をしてまいりましたけれ

ども、改正案が通った場合にはこうした観点を是

非重視をしていただきたいというふうにお願いを

します。

ここで、国土交通省、それから総務省、それか

ら内閣府の方から、三省からおいでをいただきました

。通告をしてござりますから順次お答えをし

ていただきたいと思いますけれども、まず、宮城

県からも、精神障害者の入居資格の見直し、これ

を求めるべきですけれども、単身の精神病患者

の方だけではなくて知的障害者の方も入居できる

ように、それから公営住宅の入居資格の見直しを

是非していただきたいと、これは前向きの対応を

求められますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(岩城光英君) 公営住宅の入居に関

しましては、岡崎議員御承認のとおり、原則とし

ましては同居親族を有することをその資格要件と

しております。そうした中でも、単身入居制度、

これにつきましては、特に居住の安定に配慮する

が、いろいろな方の御意見を伺いながらやってい

くというのは当然考えなければならないことだと

思つております。

○岡崎トミ子君 それであれば、定期協議、本當

に改善しようという姿勢があれば、私も前回それ

を申し上げましたけれども、障害者団体との間で

定期協議の場を設けてはどうかと提案しましたけ

れども、そのことについて一言お願いしたいと思

います。

そこで、この基準の在り方などについて、研究

や検討を障害者団体と協議しながらきちんと進め

るべきだというふうに思います。御意見なども伺

いましたけれども、どうやら道交法が改正された

その後で免許が取りにくくなつた、おかしいな、

なぜかと、そういうような声も私のところに届い

ています。いただいています。メールも届いてい

ます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 障害者の方を始め関係

団体の意見を反映させていくというのは極めて重

要なことですので、私どもは、これ隨時やっぱり

承つていくという姿勢で指導していきたいと思つ

ております。

○

必要がある者を対象としているものであります。

精神障害者あるいは知的障害者につきましても住宅困窮度の観点からは単身入居の対象とすることも考えられます。一方、このような方が地域において安心して、なおかつ自立した生活を営むことも重要であると、こう考えております。医療面も含め、日常生活上のケア等の支援が不可欠であると、このように考えております。

このため、現在のこと、公営住宅におきましては、単身の精神障害者に地域での生活の場を提供する方策としまして、日常生活上のケア等の支援が安定継続して提供される体制が整っているいわゆるグループホーム事業、こういった事業に公営住宅を提供することにより対応しております。今後とも、こういったグループホーム事業への一層の活用を図りますとともに、おだしがありました内容につきましては、ホームヘルプサービス等の在宅福祉施策、こういった実施状況を踏まえ、障害者福祉を担当します関係行政機関並びに公営住宅の事業主体であります地方公共団体とも連携を図りつつ、単身入居について引き続き検討してまいりたい、このように考えております。

○岡崎トミ子君 よろしくお願ひいたします。

これは宮城県の是非お願いをしたいという入居見直しの要求でありますけれども、これからも自治体の中ではこうした要求が増えていくだろうというふうに思いますので、グループホームとともに、単身で入居できる、そういう仕組みの前向きの御検討をよろしくお願ひいたします。

続きまして、自治体の公務員採用試験についてなんですが、アジア太平洋フォーラムの調査の中間報告を見ますと、過去五年以内に試験の障害者への適切な配慮を実施していない、こう回答した市町村が八割近くにも上っておりました。都道府県や政令指定都市でも十六の自治体がそのようご回答しております。

そもそも受験資格等で障害者を締め出さないことが必要だというふうに思つておりますが、改善されるよう^に国として働き掛けるべきだというふうに回答しております。

うに考えますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(若永峯一君) 大変、昨今の雇用情勢は厳しくございます。健常者はもとより、障害者の雇用環境は一段と厳しくなっておりますので、そういう中で、自治体等がこうした方々の雇用拡大に努力することは大変大事なことだと、このように認識をいたしております。

御承知のとおり、地方公務員の採用については、すべての国民を平等に取り扱わなければならぬという平等取扱いの原則というのがございません。また、職務遂行に必要な能力の実証に基づくという成績主義の原則が適用される中で、各地方公共団体においては、この原則を踏まえて、障害者の採用について、競争試験に点字試験を導入したり障害者を対象とした別枠の選考採用を実施するなど種々の努力をしているところでござりますが、まだまだ県におきましても地方自治体におきましても具体的な対応ができるいないところだと、このように思つております。

また、法定雇用率についても、多くの団体では達成しておりますが、一部未達成団体もありますので、こうした団体への要請についても努力をしてまいりたいと思つております。

このような公共団体の努力が、ひいては民間における障害者雇用の促進にも影響を与えるものと考えられますので、総務省としては積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○岡崎トミ子君 是非よろしくお願ひしたいと思います。

議会や教育委員会への精神障害者の傍聴を認めない自治体がまだ少なくないことが報道もされておりまして、大変ショックを受けました。まだ全国的認識が深まっているとは言えません。

二〇〇三年スタートの新障害者基本計画の骨子が発表されております。法制度のバリアをなくすことについては、各省庁がこれしかできませんといふふうに言ってきたものを一まとめにするだけではなくて、内閣府でリーダーシップを取つ

て、しっかりとした政府方針を作つてほしいといふふうに思います。

○副大臣(米田建三君) 現行の計画が平成十四年度で最終年度となることから、本年一月に開催をいたしました障害者施策推進本部におきまして、十五年度を初年度とする十か年計画であります

リーダーシップを發揮していただけますようによろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(米田建三君) 現行の計画が平成十四年度で最終年度となることから、本年一月に開催をいたしました障害者施策推進本部におきまして、十五年度を初年度とする十か年計画であります

が、新しい障害者基本計画を策定することを決定したわけであります。

先生の御意見のとおり、私どもは、障害者御自身の御意見を反映する施策を策定をしてまいりました。この判断の下に、これまで、障害者の基本計画の新しい計画の策定に当たりましては、官房長官が主宰する新しい障害者基本計画に関する懇談会を六回開催をしたわけであります。その委員会を開催されました官房長官の主宰する懇談会で直接御意見を伺つたところであります。

今後とも、新しい障害者基本計画におきましても、障害当事者の政策形成過程への御参加を検討課題の一つとして取り上げまして、その促進を図つていきたいというふうに考えております。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

警備業法の改正について質問をいたします。

今も岡崎議員の方から質問がありましたが、内閣府方針を策定すべきであるという先生の御意見であります。誠にごもっともなお説であるというふうに思います。縦割りのプランの寄せ集めの

ファジーな政策になつてしまつては意味がないませんので、きちんとしたりーダーシップを持つて政府の施策を確立をしたいと、こういう決意でありますので、御安心をいただきたいと思いま

す。

○岡崎トミ子君 力強い御答弁をいただきました。民主党も応援をいたしました。日本から参加しました障害者のリーダーのお一人のお話なんですが、世界各国、日本を除いて百九の国から参加をされたんですが、中でも、アジア太平洋、アフリカ地域の人々が多数参加をされておりまして、既に差別禁止法、権利保障法制があるという国が多くて、法制を活用していく、いかに権利を実現し、そして法制自体も更に改善していく話し合いが行われているのか、そうした中で、日本がまだ差別禁止法もないということが本当に恥ずかしいと感じたということをお話をされておりました。

世界的には権利条約を目指す会議では、四年後には是非この差別禁止法をない国は制定しようとして大臣そして政府の担当者の皆さんには是非認識をしていただいて、それぞれの場で任務に当たつてほしいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

DPI世界会議が今年の十月に札幌で行われました。民主党も応援をいたしました。日本から参加しました障害者のリーダーのお一人のお話なんですが、まだまだ県におきましても地方自治体におきましても具体的な対応ができていないところだと、このように思つております。

また、法定雇用率についても、多くの団体では達成しておりますが、一部未達成団体もありますので、こうした団体への要請についても努力をしてまいりたいと思つております。

このように公共団体の努力が、ひいては民間における障害者雇用の促進にも影響を与えるものと考えられますので、総務省としては積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○岡崎トミ子君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

議会や教育委員会への精神障害者の傍聴を認めない自治体がまだ少なくないことが報道もされておりまして、大変ショックを受けました。まだ全国的認識が深まっているとは言えません。

二〇〇三年スタートの新障害者基本計画の骨子が発表されております。法制度のバリアをなくすことについては、各省庁がこれしかできませんといふふうに言ってきたものを一まとめにするだけではなくて、内閣府でリーダーシップを取り、毅然とした政

特高がいて、必要とあらば国民を検挙、逮捕、そして警察に長期間留置、あるいは拷問、命を奪われ、あるいは思想の変更を迫られた。こういう特高の記録を毎月毎月活字にして冊子にして、相部数、戦前の警察は配っていたわけですから、その存在すらも否定したこと、資料がたまたまそのときはなかったということにとどまらず、それはほかの図書館にはあったわけだし、復刻版も出ていたわけだし、そういうものを本岡議員の質問に対してもう全面的に否定して、その先の質問ができないわけですよね、資料がないから。

そういうことは私としては大変不誠実極まりない答弁であったと、今議事録も拝見して思うのですが、それとも、この問題について本岡議員に何かおっしゃったのか、またこういう経過について大臣として、谷垣大臣としてどのようにお考えなのか、質問をいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 当時において十分な調査ができるなかたことは、これは大変残念なことだなと思います。しかし、長い歳月たつておられますし、そういう私的なコレクションをお受けしたという経緯も私、まだよく詳細に把握しておりませんが、やはりこれだけ長い年月をたちますと、すべての資料を把握するというのはなかなか難しかったのかなというふうにも思うわけでございます。

今後とも、そういう過去、私どもも過去と無縁であるわけではありませんから、資料等きちんと整理をするということは督励しなければならないと思っております。

○吉川春子君 これは別の機会にもやつたんですけれども、日本は終戦直後大量に資料を全部燃やして、ほかの先進国とかいろんな国では考えられないでですが、公文書館の整備も後れていて、そういう中で私的なコレクションによって発見されたという今の大臣の御答弁のとおりの経過ではあつたんですけども、そういう資料についてはきちっと保管し後世の用に供するということを強

く要求しておきたいと思います。

それでもう一つ、警察庁開示請求書の記載の問題なんですか、御案内のように防衛庁が情報の記録を毎月毎月活字にして冊子にして、相部数、戦前の警察は配っていたわけですが、その開示請求書以外の記載事項を記入している省庁があることが判明いたしました。警察庁でも開示請求記載事項以外の情報を記載していたと報告されておりますけれども、それは事実でしょうか。

○政府参考人(吉村博人君) 総務省からお尋ねが、調査依頼が参りまして当方で調査をしたところです。結果といたしまして、警察庁におきます情報公開事務の迅速適正化の観点から、情報公開室で一覧表を作成しております。ただ、その一覧表の記載事項につきましては、

示決定等が終了いたしました行政文書の管理あるいは受理中の開示請求の対応のために一覧表を作成をしておったのは事実でございます。

ただ、その一覧表の記載事項につきましては、開示請求書に記載をされました請求日でありますとかあるいは請求内容、それから請求者氏名等が記載をされておるわけであります。それに加えて、標準様式の記載事項としましては、開示請求

者の氏名又は名称、あるいは住所又は居所、法人その他の団体の代表者の氏名及び連絡担当者の電話番号、担当者名と決められておるわけでありますけれども、これに加えて、標準様式記載事項に加えまして、開示請求書に職業あるいは役職が記載されておりましたり、あるいは連絡先として請求者が明らかにしてそこに記載をしているという

ものにつきまして転記をしたということで記載をした部分というものがございます。

そんなことで、標準様式記載事項ということを基準にして考えますと余計なことが書いてあるといふことなのかも知れませんが、情報公開事務の的確な、迅速な処理のために記載をしていたもの

でございまして、警察庁として独自に調査をしてそこに記載事項として加えたということはございません。

○吉川春子君 警察庁の行政文書開示請求書の見本というか、本物でそれどもいだいて、この下に、ここにはまず氏名・名称、住所・居所・連絡先、それから請求する行政文書の名称、開示の実施方法、手数料等の欄があつて、一番下に備考欄がありますね。「この欄は記入しないでください」と書いてあります。これは請求者が記入しなくて、警察庁の窓口、担当者が記入したと思

うんですけども、今おっしゃった職業とか団体名とか、そういうものはこここの欄に転記したんですか。

○吉川春子君 結論としまして、上に、一番右上の欄に「氏名又は名称」、あるいは「住所又は居所」、「連絡先」と、この三行、記載欄がございますが、この記載内容であります。

今、委員御指摘の一番下の「担当課」「備考」と書いてありますのは、これは情報公開開示請求を受けて、この文書については担当課がここだから、あるいは文書の性格なり内容について、先方の行政文書の開示請求者に対してより具体的にどういうものをこちらとしては準備したらいいのかということを連絡をしたり、そういう事務処理をやった経緯を備考欄に内部的に事務処理の過程を記載しておりますので、今の議論の付加部分といふのは上の、右上の欄のところであります。

○吉川春子君 そうすると、この備考欄には個人情報に関するものは一切記入されていないと、記入してしないということでいいですか。確認だけでいいです。

○政府参考人(吉村博人君) それは、この行政文書開示請求書の備考欄の意味とは全く別であります。データベースの備考欄には特定の法人名あるいは団体名、その種類等を書いている部分がございます。

○吉川春子君 本人の住所、氏名だけで足りるに、わざわざ備考欄を作つて、団体名、マスクミニ、市民グループ、共産党とかと書いてあるかどうか分かりません、真っ黒だから。そういうようなことをして、それをデータベースにして府内の何人かの人がアクセスできるようにする、そういう必要性は全然ないと思うんですよ。どうですか。なぜこういう備考欄設けたり、まずデータベース化しているのか、そこを聞きます。

○政府参考人(吉村博人君) まず、前提として、このデータベースというのはこれにアクセスできますのは情報公開室のメンバーだけであります。

恐らく九人か十人ぐらいのメンバーでありますから、それ以外の人間は一切このデータにアクセスすることはできません。

かつ、昨年の四月に情報公開法が施行になりました。最近は少し落ち着いてまいりましたが、請求件数も非常に多くございましたので、そこを的確に処理をするために漏れのないように、言わば行政文書開示請求書はこれは紙一枚一枚が独立をしておりますので、それを取りまとめて、開示請求の事務がどこまで行われているのかということ

を的確に把握をして事務処理を迅速化するためのものとして利用しているものでありまして、また、その備考欄にいろいろ書いてあるではないかということかもしませんが、これは、例えば学生の方が来て、居はほとんど、下宿先なりなんなりの電話番号は分かっているけれども、そこに連絡してもなかなか連絡が取れないということです。常時連絡を取りたいときにはどちらに連絡すればよろしいですかということを聞いてその電話番号を書いたり、あるいはマスクミと書いてある部分もそれは確かにございますが、最近でこそ少なくなりましたけれども、特定の事項について複数のマスクミが同時期に一斉に情報公開開示請求をされるということになりますと、例えば、全く同じ内容のものを五社なら五社の方に均等に同一のタイミングで開示請求をしませんと、ちぐはぐになりますとこれは不公平にもなりますので、そういうためにも、一応急のためにマスクミというような記載をしたりということでありまして、決してこれを備考欄にいろいろ……

○委員長(小川敏夫君) 答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(吉村博人君) 名前を書いたからといつて、情報公開の開示の有無がそれによって左右されるとかいうようなことはございません。

○吉川春子君 そうじゃないんですよ。開示の有無が左右されるかどうかというふうに聞いているんじやないんですよ。ちょっと感度が違うんですよ。

大臣、もう私時間がないので最後の質問になるかもしれませんのが、まず警察庁がデータベースにしていると。データベースにしていないお役所だってあるんですよ。そういう方が多いと思いまべースにするのか、その必要はないじゃないかということを私は申し上げたい。

なぜならば、こういう情報を一元化して管理し

て、そして、IT時代、七人も八人も人がアクセスできるわけでしょう、一人じゃなくて。これ

生の方が来て、居はほとんど、下宿先なりなんなりの電話番号は分かっているけれども、そこに連絡してもなかなか連絡が取れないということです。常時連絡を取りたいときにはどちらに連絡すればよろしいですかということを聞いてその電話番号を書いたり、あるいはマスクミと書いてある部分もそれは確かにございますが、最近でこそ少なくなりましたけれども、特定の事項について複数のマスクミが同時期に一斉に情報公開開示請求をされるということになりますと、例えば、全く同じ内容のものを五社なら五社の方に均等に同一のタイミングで開示請求をしませんと、ちぐはぐになりますとこれは不公平にもなりますので、そういうためにも、一応急のためにマスクミというような記載をしたりということでありまして、決してこれを備考欄にいろいろ……

○委員長(小川敏夫君) 答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(吉村博人君) 名前を書いたからといつて、情報公開の開示の有無がそれによって左

右されるとかいうようなことはございません。

○吉川春子君 そうじゃないんですよ。開示の有

無が左右されるかどうかというふうに聞いているんじやないんですよ。ちょっと感度が違うんですよ。

ね。

大臣、もう私時間がないので最後の質問になる

かもしれませんのが、まず警察庁がデータベースに

していると。データベースにしていないお役所

だってあるんですよ。そういう方が多いと思いま

べースにするのか、その必要はないじゃないかと

いうことを私は申し上げたい。

なぜならば、こういう情報を一元化して管理し

て、そして、IT時代、七人も八人も人がアク

セスできるわけでしょう、一人じゃなくて。これ

が外に漏れるという危険性が常に今の時代は伴うわけなんですね。だから、そういう危険性を冒して、自分たちが事務がやりやすいためにデータベースを作って、そしてそれが外に漏れたらどうなるのかと。事務は多少煩雑でも、個人情報を守るということにその手続の重点を置くべきではな

いかというふうに思います。

それからまた、氏名、住所、電話番号以外の記

載はやめるべきだし、余計なものを作らなければ

ならないものを作つて行うべきじゃないと思ふんです。

○委員長(小川敏夫君) 時間が来ていますので、

答弁簡潔にお願いします。

○國務大臣(谷垣禎一君) しかし、今請求者備考欄に現在記録しているのは、法人請求の場合の連絡先担当者の氏名のみということにしておりま

す。

○委員長(小川敏夫君) 吉川さん、簡潔にお願いします。

○吉川春子君 簡潔に一言。

効果を付与しておく必要性は低いというふうに思われますし、また、実際にもこういった業者による名義貸しといった不適正事例が発生をしているという状況もございます。

このため、今回の改正で正にこの点につきましてお願いをしているわけでございまして、六ヶ月以上にわたって営業の実態がない、又は三ヶ月以上にわたって所在不明であるにもかかわらず警備業の認定を得ているという者については認定を取り消すことができるということにしていただきまして、こういった状況に対処してまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 機械警備業の現状を見ますと、平成十三年十一月末で業者数は八百九十一業者で、前年より七十九業者、九・七%増加しております。機械警備業務対象施設数は百二十三万六千四百四十二か所で、前年より十四万九千八百九十六か所、一三・八%増加しているようあります。

社会の発展の方向を考えますと、本業務の需要は今後ますます盛んになるのではないかと考えられますけれども、その際、即応体制が万全なのかどうかという点が重要だらうと思いますが、その点について、現状及び課題はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(瀬川勝久君) 機械警備業者の即応体制についてのお尋ねでございますけれども、これは警備業法、それから都道府県公安委員会規則で即応体制について基準が定められております。資難等の事故が発生したという情報を受信した場合は、速やかに現場における警備員の事実確認あるいは必要な措置が講じられるようにななければいけない。そのために、必要な数の警備員、あるいは警備員の待機場所、車両その他の装備を適正に配置しておかなければいけないというふうにされてるわけであります。

現在、都道府県公安委員会規則では、おおむねその即応体制の基準を、基地局での情報受信した場合に、その受信のときから二十五分以内、交通の便が特に悪いような事情がある場合は三十

分以内に現場に警備員を到着させることができるようになります。また、非常に増加をしておりま

すが、そういったものの在り方等についても、また、それが地域ごとにいろいろな状況も異なるであろうというふうに思われます。また、そのことについて検討することも考えているところでございます。

○島袋宗康君 近年、犯罪者団による組織的な大掛かりな窃盗事件等が多発している状況でありますけれども、警備業務上の対応の立ち後れとか、今日的な課題等はありませんか。御所見を承りたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) 最近、建設機械を利用したATM対象の窃盗事件でありますとか、来日外国人窃盗グループによるピッキング用具を使用した組織的なあるいは広範囲な侵入盗事件でありますとか、暴力団員等により行われる自動車盗の事件とか、大変こういった大掛かりかつ組織的な事件が多発をしております。

これについて、警察としても今精一杯取組をしているところでございますが、警備業の面からの対応ということでございますが、先ほど申し上げました、例えば機械警備業者につきまして、二十分以内あるいは状況により三十分以内の対応といふ基準がございます。それに基づいていろいろ指導しておりますけれども、こういった組織的な事案に対しましてはより迅速な現場対応ということが強く求められるという状況にあろうかというふうに思います。

したがいまして、より迅速な対応を実現する、機械警備等による犯罪抑止機能を向上させるといふことが必要だと思いますので、この点について今後更に検討していく必要があるだらうと思います。

また、そういった窃盗の対象となるような例え

ばATMその他について、機械警備業以外にも巡回等の警備業も行われているわけでございますが、そういったものの在り方等についても、また、警備業者ともよく連携を取りながら、また指導しながら、的確な対応が取れるように対処してまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 最近、いわゆる現金輸送車の窃盗事件が非常に相次いでおります。これは非常に、新聞紙上等で分かる範囲内ですけれども、これはもう国民にとっては大変なショックを受ける事態なんですね。そういうものが頻発するということはやっぱり警備業者の問題なのか、あるいははどういうふうな、絶対にこれは現金輸送車を奪われて聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) 現金輸送車の強奪事件に対処するためには、警備業ですね、大体警備業の方が現金輸送の警備に当たっているわけでございますが、それにつきましていろいろ私どもから警備業者の方々にお願いしておりますのは、例えば現金を積み替える場所というのが一番危ないわけでありまして、そこの周辺の状況を事前によく観察をするというようなことでありますとか、必要な人員をしっかりと確保して行うとか、いろんなことが必要だらうというふうに思います。

それから、一番私問題だと思いますのは積み替える場所でありますて、大体こういった事件の被害に遭うのは、言わば公道上、あるいは公道に非常に近い非常に開放されたような駐車場とか、そういう場所で容易に攻撃側が侵入し、犯行に及ぶことができるというような場所が多いわけがあります。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今回の改正は、最近の警備業者数等につき、詳細につきましては、また後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

○島袋宗康君 最後に、今回の改正の意義について大臣の御所見を承って、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今回の改正は、最近の警備業の実情にかんがみまして、三点ポイントがあるわけでございますが、一つは、暴力団と密接な関係にある者などを欠格事由に追加していくということによって、暴力団を排除して警備業務の実施の適正を図ろうということですね。それからもう一つは、精神障害者、障害者の社会活動への参加を促進していくこう、いわゆるノーマライゼーションをこの分野でも推し進めていくこと。それから

最も望ましいというふうに考えておりまして、そいつた点につきまして私どもから金融機関等に對しましてもお願いをしているところでございます。

最後に、沖縄県内における警備業の現状はどのようになっているでしょうか。警備業者数、警備業者の規模、警備員数、その常用、臨時の別、男女別、そして警備業務の種別の現状あるいは状況、売上高等の現状及びこれらの近年の推移等についてお尋ねします。あと一点。

○政府参考人(瀬川勝久君) 沖縄県内におきます警備員の現状でございますが、平成十三年で申上げますと、警備業者数は百十一となつております。警備員数は三千九百十二人、売上高は約百一二億一千三百万円というふうになつております。これは平成九年と比べますと、警備業者数は三業者ほど減少しておりますが、警備員数は四百四十四人の増加、売上高につきましては二十三億五千九百万円、約一四%の増ということになつております。

警備員数の内訳あるいは警備業務の種別による警備業者数等につき、詳細につきましては、また後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

○島袋宗康君 最後に、今回の改正の意義について大臣の御所見を承って、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今回の改正は、最近の警備業の実情にかんがみまして、三点ポイントがあるわけでございますが、一つは、暴力団と密接な関係にある者などを欠格事由に追加していくことによって、暴力団を排除して警備業務の実施の適正を図ろうということですね。それからもう一つは、精神障害者、障害者の社会活動への参加を促進していくこう、いわゆるノーマライゼーションをこの分野でも推し進めていくこと。それから

警備業の方々からの要望が出ているということ

て、社会における警備業のいわば重要性といいま
すが、役割が増していいるという状況でございま
す。的確な業務を遂行し、また警備員自身の安全
を守るということも必要であるということを十分
理解しておりますので、必要な護身用具を充実さ

する方向で検討してまいりたいと考えております。

その子守をもつておらぬ
いですね。最初におっしゃったように、なるべく相手を威嚇しないような道具を持つということと、それからできれば武器に相当するものは持た

ないで警備ができるような、いろんな知恵を使つた、そういうような対応を私自身としては考えてほしいですね。その警棒以外に道具を増やさない

で、知恵で何とかする方法をということを私自身は考えます。ですけれども、**警備員の立場**もありますし、いろいろな道具も出していますので、そ

の辺はよく考えて、よろしくお願いいたします。
それから、警備会社で警備員を採用するわけで
すけれども、その安全を担保するために採用基準

が厳しくなってきていると聞いております。また、先ほどのお話に出ましたように、警備業法によれば、前科を持つ人とか暴力団員とかアル中の

人とか十八歳未満の人とか破産者とか、警備員になれないと定めているわけですけれども、三沢次長にお伺いいたします。

その各会社で警備員の採用に当たつては、ます
身分保証を求めるとか、親族への問い合わせをす
るといふ、前職1年間さかのぼつて勤務状況の調査

前職五名間さかのは一で華やか食や精神状態を問い合わせると、そういう調査をしている。ということは全国警備業協会で言われているわけですが、あるんですけれども、そのことに関しては

○政府参考人(三沢孝君)　お答え申し上げます。
私ども厚生労働省としては、労働者の採用に当たっては、その能力、適性に基づいて行われるべきだと、こういう考え方方に立ちまして、事業主に対しまして、就職をめぐる差別、これを未然に防止する観点から、応募者の適性、能力を基準とした公正な採用選考を行うよう、常日ごろから機会をとらえて啓発指導を行っているということござります。

具体的に申し上げますと、一般的に応募者の親族や前の勤務先などに対し行ういわゆる身元調査につきましては、応募者の出生地や家族の状況など、応募者の適性、能力に関係ない事柄などを調査することに通じる可能性があるものですから、就職差別につながるおそれがあるというふうなことから、これを実施しないよう啓発指導を行っているということでござります。

○田嶋陽子君　ありがとうございます。

それで、ちょっと時間がなくなっちゃったので急ぎますけれども、警備員のアルバイトをしている人の話を聞いたんですけど、大変な重労働だということですね。それこそ宮沢賢治の世界で、雨にも耐え風にも耐え、そういうところで、例えば現地集合なんか遠いところに行く場合が、足がないと困るからバイクなどで行くということなんですねども、「セキュリティ・タイム」という警備業協会の機関誌を見ますと、通勤災害が非常に増えているということなんですね。この二〇〇〇年度には、協会加盟の会社で通勤途上に発生した通勤災害が三百七十九件、被害者が三百八十三人、前年度比が一三%、要するに増しているわけですね。ほかの産業では、通常、通勤災害というのは業務災害の十分の一が通常とされていふると。ところが、警備業では約三割で推移しているわけですよね。

その通勤災害について、この雑誌の「セキュリティ・タイム」では次のように分析しています。

最初の二つは、通勤場所が不便で現場が順次移動

するから、バイクや自動車、自転車などによる通勤が多いことによる事故、それからあとは、直帰型の勤務が多くて安全教育などが徹底されにくい、まあこれは環境型のことですが、との四つは、警備員自身が勤務環境が危険性と隣り合わせのため、強い緊張感、恐怖感、それから責任感

増大し、業界売上げは二兆五千六百九十三億円に
も達するような本当に一大産業となりました。業
界が大きくなつただけではなく、犯罪の質も変わ
り、ますます凶悪化が進んでいます。使われる武
器も凶悪化し、またハイテク機器も登場していま
す。

感が持続した後に放心状態に陥りやすくて、その結果陥る事故ですね。それから深夜勤務、長時間勤務が多くて疲労が蓄積されているということ。
それから勤務年数の短い者が多くて業務に慣れていないためにストレスや疲労感を受けやすいとか、それから不規則な勤務状態の中で特に出勤時は睡眠不足の中で起き過ぎるというような、こういうことが挙げられているわけですよね。

私は、この警備業を含む深夜・長時間労働者に対する通勤途上の安全教育に関心を持ったわけですが、これほども、これはどんなふうにお考えになつたのですか。いらつしやるでしようか。回答する方が、答弁がされる方がいらつしやらないということで困っているんですけども、よろしかつたら、大臣、お答え願いたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 適切にお答えできるかどうか自信がないんですけども、警備業の通

勤の災害については、実はちょっと事前に事務局とも聞いたんですが、資料がなーとこで、

十分なお答えができないんです。できないんで、

むしろこれは労働災害、今労働災害という観点から御質問ならば、そちらの方にお問い合わせの店

が、現在資料をお持ちでないかと思います。

○委員長(小川敏夫君) もう時間過ぎています
大変イイ十分な答弁で申し訳ありません

○田嶋陽子君 が。
　　はい。過ぎているんですね。

今朝怒られましたので、これで終わります。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。
ありがとうございました。

大臣にお聞きしますけれども、このたびの改正は、昭和五十二年二月以来の二年ぶりの改正

は昭和五十七年七月以来の二十年ぶりの改正です。その間、警備業に対する社会的需要は大幅に

卷之三

ております。

○黒岩宇洋君「」の警備業法の第十六条の二で警備業の検定に係る手数料について、「政令で定める額を徴収すること」を標準として条例を定めなければならない」と、こうありますけれども、実際、各道道府県に聞いてみると、どうなつてお

おりますけれども、地方公共団体におきまして当該団体の特殊事情あるいは実費の相違等の合理的な理由がある場合には、政令と異なる内容の手数料を条例で定めることもできるということになります。

ば事足りるわけです。私、大手の方に聞いたら社内規定では最大でも十五分だと。このことは大手の会社ならどこでもできるし、例えば小さなところでも六ヶ月ぐらい訓練すればできるんだということで、やはりこういうことも含めて、私は今ちょっと現状に即かない部分があるのでないかということで危惧しております。

そうしますと、次、「この第三条の改正前の旧五号を改正後、六号と七号に分けておりますけれども、この基準は一体何でしょうか。」
○政府参考人(瀬川勝久君) 改正前の三条五号でございますが、「精神病者又はアルコール、麻薬大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」と規定をしております。これは昭和五十七年の改正で欠

してまた第十一條七の、機械警備業者の事故の発生を受けてから警備員を現場に到着させる時間などについても、都道府県公安委員会規則で定めてありますけれども、実際には全国一律に近いものがあります。護身用具に至っては、沖縄県以外は基準がすべて同じで、沖縄県だけなぜかねんちゃくの使用を禁じています。地域特性を勘案しての法律の条文のはずですけれども、現実には各

ぱり国民生活の安全を守るという観点からこれも全国的に一定水準以上の施策が実施される必要があるのです。警察庁として、地域的な特殊性を考慮しなければならないといった特別な理由がある場合を除くほか、余り大きな差異が都道府県によって生じないようの一応の基準を示しております。これを踏まえまして、各都道府県公安委員会で護身用具や即応体制整備に関する規則を定めていたところ

都道府県一律に近いというのは、一体これはなぜでしょうか。

○政府参考人(瀬川勝久君) まず、手数料についてでございますけれども、平成十年の五月二十九日付の(開義大臣)、也行分逕進十四年三月二〇日

日作りの閣議決定 地方分権推進計画というのか
ございます。ここにおきまして、手数料は地方公
共団体の判断により条例で定めるというのが基本

だということになりますが、全国的に統一した取り扱いが必要と認められる場合は、国が条例で

規定する場合の手数料の対象事務及び金額の標準を定めるということとされて いるわけ でございま
す。

警備業につきましては、人の生命、身体、財産を守るという二二三の義務内容等ござり、二二三

を守ることとか主た業務内容であり、その適否が国民生活の安全に大きな影響を与えるという

ことで、警備員等の検定など警備業法に定める事務につきましては全国的、警察事務につきまして

は全国的に一定水準以上の施策が実施されること
が必要だということで、手数料についても全国的

に統一した取扱いが特に必要という考え方で、警備業法第十六条の三というところで今御指摘のような規定をしているわけでござります。標準ということでござりますので、現実には一律になつて

下、直径三センチ以下及び重さ三百一十グラム以下の円棒のみ使用できると。三百一十グラムというと、多分このグラスと水ぐらいの重さだと思うんですね。こんなちゃちな道具で飛び道具と戦うのかということで、大変業者の方からは、現状というところを考えてほしいというのがございまして。そのほか、先ほどの即応体制なんですけれども、規則によりますと通報から二十五分以内とありますから、実際の犯罪というのはもう十分もあれば

現在、国家公安委員会規則におきましては、精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者というふうにすることを検討をしておりまして、身体障害者に欠格事由の対象を広げるというようなことは考えておりません。

○黒岩宇洋君　念を押しますけれども、身体障害者にこの欠格事由が及ぶということはないわけであります。分かりました。

○黒岩宇洋君 要するに私が今の質問をあえてしたのは、この後、第三条の十号の条文との関係があるんです。今の局長のお話では法技術的なないうことだったんですが、実は違う観点を私この後申し上げますけれども、ちょっと後に述べさせてもらいます。

この十号では、一号から七号までに該当する者が、法人の役員等と言っていますが、役員に名を連ねる場合は、その法人は警備業を営んではなら

第一部分

かしいと思っております。

そもそも、警備業法に障害者に係る欠格条項が設けられている趣旨は、今日何度も出ていましたので、生命、身体、財産云々ということなんですねけれども、私は、このことは当然理解はできます。しかし、これは個人についてです。考えてみてください。普通の法人、例えば会社ですね、会社で、じゃ取締役の中に一人でも精神に障害がある方がいると、それだからといってこの会社が警備業や警備に関する適切な判断力が失われていると思われますでしょうか。私は、そんなことは絶対にあり得ないと思っています。

ともすると、この法の趣旨の、判断力の有しない者が直接業務に携わる者を指揮監督する場合にはというところで、取締役がその指揮監督する者と言いたいのかもしれないんですけども、取締役は別に現場で指揮は普通取りません。仮に取締役としての欠格条項だけで事足りります。法人は警備員の名簿を公安委員会に提出しますから、そうなると法人役員云々ということではなく、警備員としての欠格条項だけではあります。法人は警備員の名簿を公安委員会に提出しますから、そうなると法人役員云々ということではなく、警備員としての欠格条項だけではあります。法人は警備員の名簿を公安委員会に提出しますから、そうなると法人役員云々ということではなく、警備員としての欠格条項だけではあります。法人は警備員の名簿を公安委員会に提出しますから、そうなると法人役員云々ということではなく、警備員としての欠格条項だけではあります。

これはアルコール中毒者についても言えます。アルコール中毒者が一人でも役員にいたからといつて、その法人の判断力自体が失われるとは私は思えません。もしそうなら、警備業云々というよりは、会社として存続がもうできないと、そう思います。

片や、一号はともかく二号から五号までに該当する者、そして六号のアルコール中毒者以外の者、これらの者には共通点があります。それは反社会的な人間又は反社会的な行為を行った人間です。このような人間を私は一人でもやっぱり役員に入れている会社というのは、確かに会社としてある意味その判断力を疑われても仕方がないと思います。警備業というものを営んではならないというのも、まあむべなるかなと思います。ですから、のこととアルコール中毒者と精神障害者は、私は全くの別の問題だと思っております。

私は、この六号と七号の区別基準にござったのもこの点にあるんですけれども、アルコール中毒者をむしろ六号から切り離して、法人の役員につけたのではアルコール中毒者と精神障害者については別の基準、例えば役員の中の何分の一以上にその人間が該当するとか、こういう法人は警備業を営めないとするべきだと私は考えております。

現行法だと、警備業の公安委員会への認定申請の際に全役員の医者の診断書を添付するわけですけれども、その中に精神障害の診断が下された方がいれば、その人間を首にするとか又は取締役から降格されるとかという事が起るかもしれません。たった一人のためにその会社が警備業務を営めないわけですから、そういう結果は私は起こると思います。障害者の法定雇用率を定めて障害者の生活の自立を促進している障害者基本法の理念にも背く話だと私は思います。第三条のこの十号の規定によって、障害者の、警備業というよりむしろ企業経営からの排除にもつながるのではないかと私は大変危惧しております。

この点についてはいかがでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今の黒岩さんの御意見は、ある意味で分かるところはあるんですね。しかし他方、黒岩委員自身がお認めいただいたように、警備業に一定の欠格事由は必要だろうと。それは恐らく法人においても同じだろうと私どもは考えたわけです。それで、法人が適切に業務を行っていくけるかどうかというのは、まず役員に着目して考える必要があるだろうというのがこの規定の背景にあるわけですね。

そこで、黒岩委員のおっしゃるのは、一人でもあつた場合に欠格だというのはおかしいじゃないかということだろうと思うんですが、他方、それならば、そこまで入り込みますと、つまり、業務にどういう影響を与えるかというと、多分企業経営の実態にもっと入っていかなければなかなか判断ができないなってくるのじゃないかというふうに私は思うんですね。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

そうしますと、これは、たくさんある警備業者の一々にその主務官庁というか主管官庁が業務決定の意思自体に立ち入って判断をしていくといううたがいだと思います。

○委員長(小川敏夫君) 次に、古物営業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣国家公安委員会委員長。

○國務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました古物営業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定を整備するとともに、古物競りあつせん業者に係る偽品等の売買防止等のための規定を整備すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定の整備についてであります。

その一は、いわゆるホームページを利用して取引を行う古物商は、都道府県公安委員会に提出する許可申請書に、そのホームページを識別するための一定の符号、いわゆるURLを記載しなければならないこととするとともに、氏名又は名称、許可証の番号等を当該ホームページに表示しなければならないこととするものであります。

あわせて、その表示の真正性を担保するため、都道府県公安委員会は、当該古物商の許可証の番号等をホームページを利用して公衆の閲覧に供するものとしております。

その二は、古物商がホームページを利用して競り売りをしようとする場合に行う届出について、手続規定を整備するものであります。

その三は、規制緩和要望に基づき、古物商が古物の買受け等をする場合の相手方の真偽を確認するための措置として、相手方による電子署名が行

う決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよ

なう決定いたしました。

○委員長(小川敏夫君) 次に、古物営業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣国家公安委員会委員長。

○國務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました古物営業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定を整備するとともに、古物競りあつせん業者に係る偽品等の売買防止等のための規定を整備すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定の整備についてであります。

その一は、いわゆるホームページを利用して取引を行う古物商は、都道府県公安委員会に提出する許可申請書に、そのホームページを識別するための一定の符号、いわゆるURLを記載しなければならないこととするとともに、氏名又は名称、許可証の番号等を当該ホームページに表示しなければならないこととするものであります。

あわせて、その表示の真正性を担保するため、都道府県公安委員会は、当該古物商の許可証の番号等をホームページを利用して公衆の閲覧に供するものとしております。

その二は、古物商がホームページを利用して競り売りをしようとする場合に行う届出について、手続規定を整備するものであります。

その三は、規制緩和要望に基づき、古物商が古物の買受け等をする場合の相手方の真偽を確認するための措置として、相手方による電子署名が行

われた電磁的記録の提供を受けること等を追加するものであります。

第二は、古物競りあつせん業者に係る盗品等の売買防止等のための規定の整備についてであります。

その一は、いわゆるインターネット・オーク

ション等、古物競りあつせん業について、都道府県公安委員会に対する届出を義務付けるとともに、盗品等の疑いがあると認める古物についての申告その他の古物競りあつせん業者の遵守事項を設けるものであります。

その二是、古物競りあつせん業者のあつせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該古物競りあつせん業者に対し、当該古物に係る競りの中止を命ずることができます。

その三是、古物競りあつせん業者は、その業務の実施方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて都道府県公安委員会の認定を受け、その旨の表示をすることができるこ

ととのものであります。また、古物競りあつせん業を外国において営む者についても、同様に認定を受けることができるとしております。

その他、品切れの発出方法の追加に関する規定の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、古物商が買受け等の相手方を確認するための措置に関する規定及び

警察職員による立入検査に関する規定の整備にあつては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とし、その他の部分にあつては、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としておりま

す。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜ら

ることをお願いいたします。

○委員長(小川敏夫君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

5 第二条に次の二項を加える。

この法律において「古物競りあつせん業者」とは、古物競りあつせん業を営む者をいう。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 古物商及び古物市場主

第三条の見出しを「(許可)」に改め、同条中「の所在地を管轄する」を「が所在する都道府県ごとに」に改める。

第五条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあっては、その営業の方法として、取り扱う古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆から)の求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受けける方法を用いるかどうかの別に応じ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨

第七条第一項中「変更」の下に「(同項第二号の所字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨)

前二項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合に届け出なければならない。

第二章中第十条の次に次の二節を加える。

第二節 古物競りあつせん業者

第十一条の二 古物競りあつせん業者は、営業開始の日から一週間以内に、営業の本拠となる事務所(当該事務所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する公安部員会に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業の本拠となる事務所その他の事務所の名称及び所在地

三 法人あつては、その役員の氏名及び住所

四 第二条第二項第三号の競りの方法その他業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの

2 前項の届出書を提出した者は、古物競りあつ

2 許可証の番号

3 公安委員会は、前項各号に掲げる事項に变更があつた場合には、遅滞なく、当該事項を補正するものとする。

第十条に次の二項を加える。

古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受けける方法を用いて前項の競り売りをしようとする場合、には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他國家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に届け出なければならない。

前二項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合に届け出なければならない。

第二章中第十条の次に次の二節を加える。

第二節 古物競りあつせん業者

第十一条の二 古物競りあつせん業者は、営業開始の日から一週間以内に、営業の本拠となる事務所(当該事務所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する公安部員会に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業の本拠となる事務所その他の事務所の名称及び所在地

三 法人あつては、その役員の氏名及び住所

四 第二条第二項第三号の競りの方法その他業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの

2 前項の届出書を提出した者は、古物競りあつ

第三十三条第一号中「第十九条第三項若しくは

第四項」を「第十九条第四項から第六項までに改め、同条第四号中「品触書」を「品触れに係る書面」に改め、同条第五号中「第二十一条」の下に「又は

第二十二条の七」を加え、「警察署長」を「警察本部長等」に改める。

第三十四条に次の二号を加える。

三 第十条の二第一項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第二十一条の五第三項の規定に違反した者第三十五条第一号中「第七条」の下に「若しくは第十条の二第二項を、「又は」の下に「第七条若しくは第十条の二第二項の」を加える。

第三十七条中「第十九条第三項又は第四項」を「第十九条第五項又は第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第十六条の改正規定並びに第二十二条第一項及び第二項の改正規定(警察官)を改める部分に限る。)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の古物営業法第十条の規定によりされた届出は、改正後の古物営業法(以下「新法」という。)第十条第一項又は第二項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に古物競りあつせん業を営んでいる者に対する新法第十条の二第二項の規定の適用については、同項中「営業開始の日から二週間以内に」とあるのは、「古物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第号)の施行の日から二ヶ月を経過する

日まで」とする。

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成十四年十一月二十日印刷

平成十四年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E